



詳細

4.3 魚の健康と福祉－魚の締め方

4.4 エビの健康と福祉－エビの締め方

利害関係者とのコンサルテーション 2024年4月



Setting The
Standard for
Seafood



水産養殖管理協議会（ASC）の課題と取り組み

課題

- 福祉とは、動物の生死に関わる条件と、環境に対処する能力に関する動物の身体的および精神的状態のことです。
- 魚を締める際、特定の養殖原則を満たさなければ、魚が死に至る前に動物福祉の観点から不必要な害を及ぼす可能性があります。
- 魚へ害を及ぼす可能性が生じるのは、絶命させる手段として気絶を選択しない場合、あるいは適切な方法で気絶させない場合、不適切な絶命方法を選択する場合、さらには、効果的な気絶と絶命を確実にするためのバックアップシステムが不備であることが挙げられます。

ASCの取り組み

- ASC養殖場基準は、魚を収獲する前や締める際の魚類の健康と福祉を確保するため、健康・疾病モニタリング計画、バイオセキュリティ、疾病予防、責任ある動物用治療薬の使用などの実践を義務付けています。
- ASC養殖場基準は、魚を締める直前および締める作業中の具体的な要求事項と取り扱い方法を概説しています。養殖場が確実に魚の締め方を遵守し、動物福祉が守られ、動物が不必要に苦しむことがないように、基準は策定されています。
- ASC養殖場基準は、非効率的な絶命方法を撤廃し、該当する魚種には気絶させることを義務付け、気絶と絶命手段が効果的であることを保証するための要件を定めています。

要件

福祉が守られていることを確認する手順

1) 不適切な魚の締め方を撤廃

禁止されているやり方：

- 空気中での窒息
- CO₂
- 塩浴/アンモニア浴
- 内臓摘出/四肢切断
- 生きたままゆでるまたは蒸す

麻酔薬の過量投与は、製品が食用に供されない場合に限って可とします

2) 義務付けられた気絶方法を実施

- 電氣的または機械的な気絶方法が望ましく、魚種ごとに具体的なガイダンスがあります
- 気絶を効果的に行うには、意識が即座に失われ、かつその状態が死に至るまで持続しなければなりません
- サケ類とクリーナーフィッシュ類は、電気か打撃によって気絶させることが義務付けられています
- その他の魚種については、2025年10月から1~3年の移行期間をかけて、電気か打撃によって気絶させることを義務化します

3) 気絶と絶命が効果的であることを確認する

- 魚の締めに失敗した場合のバックアップ方法の準備が必須となります
- 養殖場の全従業員は、一般的な健康および福祉に関する研修を受ける必要があります
- 魚の飼育、取り扱い、または締める作業に携わる従業員および下請業者は、締める工程および魚の福祉に関する特別な研修を受けなければなりません
- 魚を締める作業中の福祉項目を専属で担当する従業員を任命しなければなりません

要件

魚種固有の要件

魚



- サンプル100匹のうち95%の魚がすぐに気絶した場合、その気絶方法は適切であると考えられます
- 絶命方法にはサンプル100匹に対して100%の有効性が要求されます
- 魚の絶命と気絶の有効性について、眼球運動がないこと、痛覚刺激への反応がないことを観測しなければなりません

エビ



- 氷スラリー浴槽に浸漬、あるいは、氷スラリー浴に先だって電気装置を使用することが許容されています
- 氷スラリーの使用は、気絶方法と絶命方法の両方を兼ねます（エビ類は、これが許される唯一の魚種群）
- 氷スラリーの温度は4℃以下に保つよう観測します
- 効果的な絶命には、十分な浸漬時間が必要です
- 脚と胴体の協調運動がなくなることで、絶命効果を観測します

クリーナー・フィッシュ



- クリーナー・フィッシュには、魚の締め方に関する要件が適用されます

現在の魚種基準の改善

ASC養殖場基準に準拠し、魚の締め方に関する要件がより厳格に

既存の魚種基準

以前の魚種基準には魚の締め方に関する要件が含まれていません

新しいASC養殖場基準

- 全魚種に対して不適切な魚の締め方を撤廃
- 気絶処置を義務付け
- 気絶と絶命の効果性を確実にする処置



利点

動物福祉以上の利点がある

品質、価値、業界をリードする基準

明確かつ強化された要件で、効果的な養殖を支援



福祉を重視した取り扱いと魚を締める工程で、ストレスを軽減し、より安定した高品質の最終製品に



要件に従うことで、生産者は責任ある福祉と魚の締め方の実践を証明できるようになる



ASC養殖場基準は、主要な養殖認証制度における最高の福祉基準を定める



参加するには

Eメール : consultation@asc-aqua.org



資料は英語、スペイン語、ベトナム語、フランス語、ドイツ語、トルコ語、日本語、韓国語でご利用になれます



詳細なトピックのスライドは次のとおりです

2.4 外来魚種

2.6 水質

2.10 エネルギーの使用とGHG排出量

2.14 種苗生産

3.9 労働時間

4.3-4.4 魚の健康と福祉 - 締め方



水産養殖管理協議会 (ASC) 養殖場基準スライド ([リンク](#)) 

水産養殖管理協議会 (ASC) 養殖場基準全草稿 ([リンク](#)) 

アンケート ([リンク](#))



Setting The
Standard for
Seafood



判定基準：4.3 魚の健康と福祉－魚の締め方

4.3.1 対象範囲：ヒレのある魚

指標： 要件	
指標4.3.1.1	UoCは、すべての魚が、絶命 ¹⁴⁰ の前に、許可された方法のみを用いて、判定基準 4.3 の別紙10、表1に示された期限内に、気絶 ¹³⁹ させられることを保証するものとする。
指標4.3.1.2	UoCは、気絶させた魚が直ちに意識を失い ¹⁴¹ 、死に至るまで無意識が持続することを保証しなければならない。
指標4.3.1.3	UoC は、気絶させられた魚について眼球運動 ¹⁴³ 、体動、痛覚刺激（例えば、尾を刺す、または目尻を軽くたたく） に対する反応のすべてがないことを観測して、魚が効果的に気絶させられていること ¹⁴² を確認するものとする。
指標4.3.1.4	UoCは、魚の絶命処理に以下の方法を使用してはならない。 <ul style="list-style-type: none">• 空気中での窒息• CO₂• 塩浴• アンモニア浴、または• 内臓摘出

判定基準：4.3 魚の健康と福祉－魚の締め方

4.3.1 対象範囲：ヒレのある魚

指標：	要件
指標 4.3.1.5	UoCは、エラの動き、目の動き ¹⁴⁵ 、体の動き、痛みを伴う刺激（例えば、尾を刺す、目尻を軽くたたく、など）に対する反応、これらすべての指標がないか魚を観測することによって、魚が効果的に絶命したことを保証しなければならない ¹⁴⁴ 。
I指標 4.3.1.6	UoCは、気絶または絶命の効果がなかった場合の対処として、手動による力学的気絶などのバックアップシステムの用意を含め、即時の苦痛軽減措置を講じなければならない。
指標 4.3.1.7	UoCは、人が消費する予定のない魚の場合、麻酔薬を過剰に使用して、魚を気絶させて絶命させることができる。
指標 4.3.1.8	UoCは、魚を締める作業中の魚の福祉に責任を持つ従業員を任命しなければならない。
指標 4.3.1.9	UoCは、記録テンプレートの形式で魚を締める作業の記録を保持し、それぞれの収穫イベントについて上記のすべてのモニタリングパラメータを記録するものとする。

4.3.2 対象範囲：クリーナー・フィッシュ

指標：	要件
指標4.3.2.1	UoCは、指標4.3.1.1から4.3.1.9をクリーナー・フィッシュに必ず適用するものとする
指標4.3.2.2	UoCは、クリーナー・フィッシュの再利用を同じ養殖場内で、または別の場所に移動して一度だけ行うことができる ¹⁴⁶ 。
指標4.3.2.3	UoCは、可能な限りクリーナー・フィッシュを再利用するか、生産サイクルの終わりに魚を締めるものとする。自然環境への放流は禁止する。
指標4.3.2.4	UoCは、少なくとも以下を考慮したリスクアセスメントが完了した場合のみ、クリーナー・フィッシュを再利用するものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 原産地と目的地におけるサケとクリーナー・フィッシュの健康状態・ 再利用の2週間前までに、獣医師または水生動物衛生専門家によるクリーナー・フィッシュの健康審査を行う。これには、対応する養殖地域の清浄魚やサケ科魚類に関連する魚病のスクリーニングも含まれる・ 半径5kmの地点にクリーナー・フィッシュが生息している。
指標4.3.2.5	UoCは、UoCでの再利用を目的としたクリーナー・フィッシュを分別しなければならない。

判定基準：4.4 エビの健康と福祉－エビの締め方

指標：	要件
指標 4.4.1	UoCは、エビが、収穫後直ちに、氷スラリー浴槽に浸漬されるか、または電気装置を通してから氷スラリー浴に浸漬されることにより絶命 ¹⁴⁷ することを確実にしなければならない。
指標 4.4.2	UoCは、氷スラリー浴（指標 4.4.1）を4°C以下で観測および管理し、エビが適切な時間浸漬され、効果的な絶命処理が行われることを確認するものとする。
指標 4.4.3	UoCは、気絶用の電気機器がメーカーまたはサプライヤーの推奨に従って使用されていることを保証するものとする。
指標 4.4.4	UoCは、メタ重亜硫酸ナトリウムを適用する前に、エビが絶命していることを確認しなければならない。
指標 4.4.5	UoCは、脚と胴体の協調運動がないことを審査することにより、エビが効果的に ¹⁴⁸ 絶命処理されることを確認するものとする。

判定基準：4.4 エビの健康と福祉－エビの締め方

指標：	要件
指標4.4.6	UoCは、エビの絶命処理に以下の方法を使用しないものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 窒息・ CO₂・ 塩浴・ アンモニア浴・ 生きたままゆでるまたは蒸す・ 切断
指標4.4.7	UoCは、気絶または絶命の効果がない場合、その対応のために、氷の追加やその他の電気装置などのバックアップシステムの存在を含め、即時の苦痛軽減措置を講じるものとする。
指標4.4.8	UoCは、人が消費する予定のないエビの場合、麻酔薬を過剰に使用し、気絶させて締めることができる。
指標4.4.9	UoCは、エビを締める作業中のエビの福祉に責任を持つ従業員を任命しなければならない。
指標4.4.10	UoCは、収穫の記録を保持し、各収穫イベントについて上記のすべての収穫モニタリングパラメータを記録するものとする。